

手話言語条例 東京都が都道府県で34番目に策定

伊藤久雄（NPO まちぼっと理事）

都議会は6月議会最終日の15日、都道府県で34番目になる手話言語条例を可決した。条例案は全126議員による共同提案であった。以下は日本経済新聞の報道である（2022年6月16日付け）。

『東京都議会は15日、手話を独自の言語と位置づける「手話言語条例」を全会一致で可決した。9月1日付で施行する。手話が使用しやすい環境をつくり、聴覚障害者らが安心して生活できる共生社会の実現を目指す。

条例案は全126議員による共同提案で、手話を独自の文法を持つ1つの言語と位置づけ、乳幼児からの切れ目ない習得環境の整備などを盛り込んだのが特徴だ。2021年から超党派の「ワーキングチーム」で当事者との意見交換などを進めてきた。

チームの座長を務める自民党の小宮安里議員は条例の可決成立後、「要望をいただいてきた皆様の期待に沿える内容になった」と振り返った。

この機会に、改めて条例の策定状況と課題を考えたいと思う。

1. 東京都手話言語条例

条例は都議全126人による共同提案であった。条例の全文は別紙を参照されたいが、報道にある条例の特徴とされるのは第10条（学校における支援）であり、次のように定められている。

<学校における支援> 第10条

都は、手話を必要とする幼児、児童又は生徒が通う学校において、個々の特性に応じて手話を獲得し、手話を学び、手話で学ぶことができるよう、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

- 1 乳幼児期から手話を獲得し、又は習得するための切れ目ない学習環境を整備すること。
- 2 教員その他の手話の獲得又は習得を支援する者（以下この号において「教員等」という。）に対し、手話に関する理解を深め、手話を習得し、技能を向上させるための研修を実施するなど、手話に通じた教員等の確保のために必要な支援を行うこと。
- 3 手話を必要とする乳幼児、児童又は生徒の保護者等（保護者、祖父母、兄弟姉妹その他の生活を共にする者をいう。）に対し、手話に関する学習の機会を提供するとともに、教育に関する相談を受けるための環境を整備すること。

2. 全国の制定状況

一般財団法人全日本ろうあ連盟によると、手話言語条例の制定自治体は、令和4年5月25日現在、33道府県（東京都を加ええると34都道府県）、16特別区、319市、81町、3村、計452自治体（同453自治体）である。同連盟HP「手話言語条例マップ」では、これらの条例が都道府県別に施行順に示されている。

また、情報・コミュニケーション条例の制定自治体は、令和4年4月20日現在、94自治体である。同連盟HP「情報・コミュニケーション条例 成立状況一覧」において、同じく施行順に一覧で示されている。

なお、手話言語条例一覧と情報・コミュニケーション条例一覧の双方に掲載されている条例が61条例ある（この点は次項の都内自治体の制定状況でも言及する）。

3. 都内自治体の制定状況

(1) 手話言語条例

手話言語条例制定自治体一覧 ※情報・コミュニケーション条例の内容を含む

自治体	条例名	施行年月日
江戸川区	手話言語条例	2018年04月01日
荒川区	手話言語条例	2018年07月17日
豊島区※	手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例	2019年04月01日
足立区	手話言語と障がい者の意思疎通に関する条例	2019年04月01日
墨田区	話言語及び障害者の意思疎通に関する条例	2019年04月01日
葛飾区※	手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例	2019年04月01日
板橋区	手話言語条例	2019年06月28日
港区※	手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例	2019年12月01日
江東区※	手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例	2020年04月01日
中野区	手話言語条例	2020年04月01日
台東区※	手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例	2020年04月01日
北区※	手話言語の確立及び障害の特性に応じた意思疎通の支援に関する条例	2020年04月01日
新宿区※	手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例	2020年06月19日
大田区※	手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例	2020年09月30日
渋谷区※	手話言語への理解促進及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例	2021年04月01日
品川区	手話言語条例	2021年07月15日

上記一覧のように、多摩地域の自治体には手話言語条例に分類される条例はない。

なお、手話言語条例と次の情報・コミュニケーション条例双方に掲載された自治体がある（※印をつけた自治体の条例は、すべて双方の一覧にある）。これは全国ろうあ連盟が分類したものであるため、その分類に従っている。

(2) 情報・コミュニケーション条例の制定自治体

情報・コミュニケーション条例制定自治体一覧 ※手話言語条例の内容を含む

自治体	条例名	施行日
千代田区	障害者の意思疎通に関する条例	2016年10月20日
豊島区※	手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例	2019年04月01日
葛飾区※	手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例	2019年04月01日
港区※	手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例	2019年12月01日
江東区※	手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例	2020年04月01日
台東区※	手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例	2020年04月01日
中野区	障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例	2020年04月01日
北区※	手話言語の確立及び障害の特性に応じた意思疎通の支援に関する条例	2020年04月01日
新宿区※	手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例	2020年06月19日
大田区※	手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例	2020年09月30日
府中市	手話の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例	2021年04月01日
渋谷区※	手話言語への理解促進及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例	2021年04月01日

この一覧に掲載された自治体のうち、※印をつけた自治体は先述のようにすべて手話言語条例制定自治体にもある。したがって双方の一覧にある9自治体を除くと、千代田区、中野区、府中市の3自治体が残るだけになる。

逆に言うと、この3自治体の条例には「手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及をすすめる」という理念、位置づけがないということになる。

4. 今後の課題

ここで現行条例を整理すると以下の3つのタイプに分類できる。

- 1 手話言語条例—手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及をすすめる条例
- 2 情報・コミュニケーション条例—手話の普及及び障害者の意思疎通の促進することを目的とした条例で、手話を一つの言語として認識する理念はない。
- 3 手話言語条例と情報・コミュニケーション条例の双方の内容を含む条例

東京都の条例制定をめぐっては、別の報道（東京新聞）では、都議会は「次のステップとして、聴覚障害者に限らず、全ての障害者が健常者と同じ情報を受け取れるようにする「情報・コミュニケーション条例」の制定を目指す」とされている。

しかし、「手話言語条例」をまず制定し、次のステップとして「情報・コミュニケーション条例」の制定という2段階の制定というのは果たしてどうなのか。2段階を踏むまでもなく、上記の3分類の3番目のタイプ、すなわち1つの条例に2つの内容を持たせるのは難しくはないはずだ。「情報・コミュニケーション条例」（手話言語条例の内容を含む）を最初に制定した明石市の「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」は前文に次の2つを掲げている。

- 手話は言語である
- 多様なコミュニケーション手段の促進のために

現在のところ、この2つの内容を1つの条例に含んだ条例は全国で61条例に過ぎないが、今後はこのタイプの条例が増えることが望ましいと考える。

もう一つ、都内の条例制定についてである。まずは条例制定自治体が少ないということである。特に多摩地域は府中市（情報・コミュニケーション条例に分類される）のみである。東京都の条例策定を契機に、都内自治体の策定がすすむことが求められる。

<参考資料>

- 東京都手話言語条例（別紙）
- 手話言語条例マップ（全国ろうあ連盟）
<https://www.jfd.or.jp/sg/h/joreimap>
- 情報・コミュニケーション条例 成立状況一覧
https://www.jfd.or.jp/info/misc/sg/h/map/j-jc_status.php